

## 〈吹田市立武道館指定管理者候補者選定委員会（第1回） 議事録〉

- 1 開催日時 令和2年（2020年）6月25日（木）午後3時30分～4時45分
- 2 開催場所 吹田市役所 低層棟 3階 入札室
- 3 会議次第
  - (1) 吹田市立武道館指定管理者候補者選定委員会委員紹介
  - (2) 委員長及び副委員長の選出について
  - (3) 募集要項(案)中の評価項目及び配点、選定方法等の内容の検討及び決定
  - (4) その他
- 4 出席者（委員）
  - 橋本 行史 （関西大学 政策創造学部）
  - 江口真知子 （吹田市社会体育リーダー協議会 会計監査）
  - 小山 奈邦 （近畿税理士会 吹田支部（広報委員会委員））
  - 福澤 靖治 （吹田歴史文化まちづくり協会 理事）
- 5 欠席者（委員）
  - 山野 薫 （大阪人間科学大学 人間科学部 理学療法学科（学科長 教授））
- 6 出席者（事務局）
  - 井田 一雄 都市魅力部長
  - 橋本 太治 文化スポーツ推進室長
  - 大音 秀則 文化スポーツ推進室参事
  - 中川 知子 文化スポーツ推進室主幹
  - 大村 貴之 文化スポーツ推進室主査
  - 松川亜希子 文化スポーツ推進室主査
  - 關 尚子 文化スポーツ推進室主査

---

事務局 ただ今から、吹田市立武道館指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。  
本日は、大変お忙しい中、本選定委員をお引き受けいただき、また、御出席いただき誠にありがとうございます。

本選定委員会は、吹田市立武道館の指定管理者を決定するために指定管理者候補者及び次点者の選定を行っていただく委員会となります。

この選定委員会の内容につきましては、選定結果が出た段階で、委員名簿、議事録、審査結果等が公表となります。

ただし、議事録、採点表は匿名とさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

お手元に、委嘱状をお配りさせていただいておりますが、委嘱期間は本日から、当該の諮問に対する答申の時までとなっておりますので、どうぞ、よろしく

お願いいたします。

それでは、吹田市立武道館指定管理者候補者選定委員会の開催に当たりまして、都市魅力部長の井田より、ご挨拶申し上げます。

— 部長挨拶 —

事務局 部長の井田は業務の都合により退席させていただきます。

事務局 本日は初めての会議のため委員長、副委員長が選任されておられませんので本選定委員会の進行につきましては、委員長・副委員長が選任されますまで事務局で進めさせていただきます。

それでは、選定委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

— 各選定委員自己紹介 —

事務局 次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

— 各職員紹介 —

事務局 本日が初めての会議となりますので、吹田市立武道館条例 施行規則 第27条の規定で本選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるとありますが、いかがいたしましょうか。

《「事務局一任との声あり」》

事務局 委員から「事務局一任」という発言がございましたがよろしいでしょうか。

《「異議なし」との声あり》

事務局 「異議なし」とのことですので、事務局から御提案させていただきます。  
委員長にはA委員、副委員長にはB委員お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《「異議なし」との声あり》

事務局 「異議なし」とのことですので、委員長にはA委員、副委員長にはB委員で決

定したいと思います。

事務局 委員長、副委員長、御挨拶をお願いいたします。

— 委員長・副委員長挨拶 —

事務局 委員長に吹田市立武道館指定管理者候補者選定委員会の諮問をお渡しいたします。

— 事務局から委員長へ諮問を手渡し —

事務局 これより会議の進行を委員長をお願いいたします。

委員長 それでは、本選定委員会の設置目的及び諮問内容についてご説明をお願いします。

事務局 本選定委員会は、吹田市立武道館の次期指定管理者候補者及び次点者の選定を行っていただくため、設置いたします。

諮問内容としましては、指定管理期間が令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間の指定管理者を決定するため、貴委員会に対し、吹田市立武道館指定管理者候補者及び次点者を選定していただくために諮問するものです。

委員長 本日の出席者の状況の報告をお願いします。

事務局 本日の会議の出席者の状況を報告いたします。

本選定委員の総数5名中、出席者4名であり、吹田市立武道館条例 施行規則第28条の規定により委員の半数以上の出席がございますので本選定委員会は成立していることを報告いたします。

委員長 それでは、審議に入りたいと思います。  
資料の確認について事務局をお願いします。

事務局 最初に、お手元にお配りいたしております資料の確認をさせていただきます。  
・吹田市立武道館指定管理者候補者選定委員会 次第  
・吹田市立武道館指定管理者候補者選定委員会名簿

・吹田市立武道館指定管理者 募集スケジュール（案）

次に、事前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

・吹田市立武道館指定管理者募集要項（案）

・吹田市立武道館指定管理者の選定方法等について（案）

以上の資料となります。

委員長 それでは、吹田市立武道館、及び指定管理者募集スケジュールについて、説明をお願いします。

事務局 吹田市立武道館は、西日本でも有数の武道の施設として、各種武道大会や武道教室を開催しており、小学生から社会人に至るまで、多くの大会や教室が行われており、各武道での個人使用や専用使用で、多くの市民に利用されております。

平成 23 年 4 月から指定管理者制度による施設管理に移行しており、現行の指定管理者は令和 3 年 3 月末日で指定期間が満了することとなります。これに伴い、次期の指定管理者を公募するものです。

資料「吹田市立武道館指定管理者募集スケジュール（案）」をご覧ください。

— 資料内容の説明 —

委員長 それでは「次第 3」の募集要項（案）、選定方法等の内容について説明してください。

事務局 — 募集要項・選定方法等の概要説明 —

委員長 説明が終わりました。説明内容についておさらいをしたいと思います。

— 説明内容の要旨確認 —

委員長 選定基準及び評価項目 (3) イ の「安定的な管理運営が可能な財政的基盤」では過去 3 年間の決算報告書の内容から経常及び営業損益を見るわけですが、後にお諮りしたいと思いますが、かなり専門的で困難な作業なため、税理士資格を持つ委員にレクチャーをいただいてから採点するということを想定しています。

また、(5) の「団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること」については、評価欄に斜線が引かれていますが、どのように採点するのですか。

事務局　こちらは資料の「吹田市立武道館指定管理者の選定方法等について（案）」の別紙２の評価方法に基づき、事業者の提出資料の内容により配点が決定します。

委員長　自動的に決まるということですか。

事務局　応募者から書類が提出された後に、事業者の所在地や実績に基づき事務局にて確認し、次回の選定委員会にて配点をご提案するものです。

委員長　次回の選定委員会で諮るため、今の段階ではバーが引かれているということですね。

委員長　ご質問やご意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

C委員　(3)②の「安定的な管理運営が可能な財政的基盤」については、税理士が評価をするということでしょうか。

委員長　税理士資格を持つ委員に過去３年間の決算報告書を見ていただいて、解説をいただいてから、各委員が評価するという形で行いたいと思います。

C委員　わかりました。

B委員　事業者から提出された書類が委員の手元に届いてから、採点をして役所に提出という形ですか。第２回の選定委員会で採点を行うのでしょうか。

委員長　応募した事業者からの資料を確認して質問したいことが出てくると思いますので、事業者をお呼びしてお聞きして、その後、日を改めて選定委員会を行うという方法があります。もう一つ、資料を送付していただいておいて第２回目の選定委員会に事業者をお呼びしてヒアリングした後に採点するという方法もあります。

B委員　ヒアリングまでに資料に目を通しておいて、疑問点を確認するという形になるので、ヒアリングまでに資料をいただけるということですね。

事務局　応募書類の受付期間が７月２９日から８月７日のため、その間に届いた提出書類を委員の皆様へ送付いたします。その内容を御確認いただき、疑義等を控えておいていただけたらと思います。

次に、第2回の選定委員会を8月下旬に行いたいと考えております。募集要項の14ページに「選定委員会が説明を求めることがあります」とありますので、プレゼンテーションが必要であれば、そのように運用します。

事務局案としては、第2回の選定委員会にて、まず税理士資格を持つ委員に決算書類についてレクチャーをいただき、次に応募した各事業者からのプレゼンテーションおよび質疑、その後に採点及び協議という流れを想定しています。

委員長 他に何かありますでしょうか。

D委員 募集要項3ページに「新たに指定管理者として指定を受けた場合には、前指定管理者の事業従事者の継続雇用の機会を設けることなど、事業の円滑な移行に配慮してください」とあります。スタッフのモチベーションが下がらないので利用者にとっても利点となると思いますが、この項目は武道館だけにあるのでしょうか。

事務局 スポーツ施設については同じような項目を入れています。

委員長 障がい者、高齢者の雇用についての項目については、評価基準には入っていないのでしょうか。

事務局 評価項目の(3)①「安定的な管理運営が可能となる人的能力」を評価する際に、障がい者、高齢者を雇用したうえで運営できるような人員配置になっているかも採点のポイントとなると考えています。直接的な項目ではありませんが、障がい者、高齢者の雇用があることが、結果として評価項目(1)の「市民の平等な利用が確保されること」の実現にもつながるものと考えています。

委員長 評価項目にストレートに表記はないけれども、前指定管理者の従業員の再雇用、高齢者や障がい者の雇用についても、間接的に評価できるということですね。

B委員 高齢者、障がい者の雇用について、提出書類に記入する項目はありますか。

事務局 提出書類の中に高齢者、障がい者についての記載があれば、それを評価していただく形になります。また、プレゼンテーションの質疑の際に確認することもできます。

委員長 要項4 ページ (9) にモニタリングとありましたが、事業計画で示したことに  
ついては、モニタリングで一定の担保がなされるということですね。

D委員 モニタリングが始まったのは昨年度ですね。

事務局 外部モニタリングは昨年度から実施しています。

委員長 他によろしいでしょうか。  
では、1件ずつ決をとります。  
まず、募集要項についてでございますが、当案を承認することに異議はござい  
ませんか。

《「異議なし」との声あり》

委員長 ありがとうございます。「異議なし」として、承認いたします。

委員長 次に、選定方法と選定評価採点基準及び配点表と評価方法についてござい  
ますが、当案を承認することに異議はございませんか。

《「異議なし」との声あり》

委員長 (3) ②の「安定的な管理運営が可能な財政的基盤」につきましては、税理士  
資格を持つ委員から第2回選定委員会の冒頭に各団体の内容のレクチャーを受け  
ました後、各々委員に採点をしていただきたいと考えておりますが、いかがでし  
ょうか。

《「異議なし」との声あり》

委員長 「異議なし」とのことですので、よろしく願いいたします。

委員長 14 ページにあります「7 指定管理者の選定 (3) 提案があった事業計画書等  
の説明」については、「選定委員会は、審査の必要に応じて、提案があった事業  
計画について応募団体から直接、から説明を求めることがあります。」とありま  
すが、いかがいたしましょうか。次の選定委員会時に申請者から説明を受けて、  
判断するというところでどうでしょうか。

B委員 応募者が多数の場合、2回目の選定委員会ですべての事業者の話を聞くことが難しいのではないのでしょうか。

事務局 プレゼンテーションに関しましては、準備、後片付けの時間を含めて、1事業者あたり30～40分が必要になると思います。(説明15分、質問15分、準備、後片付け)

多くの応募があった場合は、1事業者あたりの持ち時間等を事務局で調整いたしますので、会議の時間については問題ないと想定しています。

B委員 わかりました。

委員長 では、次回の選定委員会の際に、事業説明のため応募者をお呼びさせていただきます。

事務局 次回の選定委員会の日程については、事務局の都合で大変申し訳ありませんが、8月25日(火)26日(水)27日(木)を中心に検討しておりますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

委員長 委員の皆様予定は大丈夫ですか。  
では、本日の会議はこれで終了したいと思います。